

意見交換会等における「市役所既存庁舎再整備計画(案)」意見等一覧

シ	章	提案元	質問・意見等	質問等に対する回答
10	6 (1)	意見交換会 (守門)	既存庁舎利活用の前提として「耐用年数到来年度を目途とする」とあるが、それぞれ何年ころか。	堀之内庁舎の耐用年数到来年度がR15(H45)、小出庁舎がR11(H41)、湯之谷庁舎がR30(H60)、広神庁舎がR19(H49)、入広瀬庁舎がR10(H40)となっている。なお、耐用年数到来年度が来たからといってすぐに取り壊すわけではなく、施設の老朽度など見ながら、事業の継続について検討することとしたいと考えている。
10	6 (2)	意見交換会 (堀之内)	庁舎の貸付けに応募する場合、借りる者と事業運営する者が異なってもよいか。	募集要項の中で検討する。
10	6 (2)	意見交換会 (堀之内)	駐車場は借りることができるか。	使用料の計算表では、駐車場も含めた使用料の計算をするようになっている。駐車場を含めた使用料を支払っていただけるようであれば、占有できるということになるのではないか。
10	6 (2)	意見交換会 (堀之内)	使用料がわからないと、借りる検討も難しい。使用料の概算などを教えてもらえるか。	使用料の計算表を早めに示したい。
10	6 (2)	意見交換会 (湯之谷)	民間事業者が入る施設については、セキュリティ等はどうか。	各庁舎とも仕切りを設けるなどの物理的なセキュリティ対策を行う必要があるが、詳細は今後の検討による。
10	6 (2)	行政改革推進 委員会	民間事業者へ貸し付ける場合、できるだけ市の維持管理費が掛からない方策を検討してもらいたい。	市の負担がなくなるのは譲渡することであるが、譲渡を受けたいという事業者が見込めないことから、現時点では有償による貸付けが最も経費が掛からない方策であると考えている。 なお、貸し付ける場合にどこまで改修するかにより市の費用負担は違ってくるが、前提として概ねの利用期間を耐用年数到来年度までとしているため、大規模改修して更に数十年維持していくということは考えていない。

ページ	章	提案元	質問・意見等	質問等に対する回答
10	6 (2)	行政改革推進委員会	各庁舎に自由に使えるスペースなどは設けないのか。	湯之谷庁舎には公民館を入れる予定であり、市民交流スペース等の設置も検討される。また、他の庁舎は行政機能と民間貸付部分とを分けたうえで、空きスペースがあれば、そういったことも検討される。
11	6 (2)	意見交換会 (小出)	小出郵便局の駐車場が狭く、路上駐車が多数。小出庁舎の跡地利用として郵便局の駐車場を検討してもらいたい。	小出庁舎の跡地利用は、市民検討会では施設建設の意見をいただいたが、本計画では、すぐに新たな施設を建設するのではなく、今後検討していくという方針としている。その中で駐車場という意見も参考にする。
11	6 (2)	意見交換会 (湯之谷)	現在世代間交流施設で行っている公民館事業を行えるスペースが、湯之谷庁舎にはないが、どのような実施形態になるか。また図書室の管理はどうなるのか。	陶芸窯は移設できないということは承知しているが、その他のスペースもすべて湯之谷庁舎に移設できるかなどは今後生涯学習課と検討していく。
11	6 (2)	意見交換会 (湯之谷)	湯之谷庁舎の利活用にある図書室とはどういったものを想定しているか。	守門庁舎2階の守門公民館図書室のようなものを想定している。
11	6 (2)	意見交換会 (湯之谷)	現在の湯之谷公民館・事務局・機能等のほかに図書室が湯之谷庁舎1階に入るのか。現在、世代間交流施設の機能や公民館事業が一体となって行われている。庁舎移転後もそのようになるよう検討してもらいたい。	具体的には生涯学習課の検討によるが、場合により一部機能を世代間交流施設に残す方法も検討される。
11	6 (2)	意見交換会 (湯之谷)	湯之谷庁舎は、各コミュニティ協議会の拠点としての活用も検討されるのではないかと。	当初から地域の拠点として活かしていこうという発想であるため、今後の検討事項とする。
11	6 (2)	意見交換会 (湯之谷)	広神庁舎の利活用にある文化財等展示スペースとはどういったものを想定しているか。	具体的なイメージは今後の検討となる。美術品等を一か所に展示する方法もあるが、市内各所を巡回していく方法もある。新庁舎にも一部展示スペースができるため、そういったところも活用しながら効果的な展示方法について検討していきたい。

ページ	章	提案元	質問・意見等	質問等に対する回答
11	6 (2)	行政改革推進委員会	現在広神コミュニティセンターには会議室等のスペースがあるため、そういったところを文化財展示スペースとして活用すれば、広神庁舎は全部貸付することでもできるのではないかと。	庁舎の文化的な活用という案が市民検討会から出されたこと、サウンディング調査でも庁舎全部を借り受けるという案がなかったこと、コミュニティセンターに一部行政機能を加える予定もあることなどから、現時点では検討していない。
11	6 (2)	意見交換会 (守門)	入広瀬庁舎は「将来的に解体」とあるが、多くの施設が整理されており、地域に公共施設がなくなることが懸念される。	入広瀬庁舎は、旧耐震基準の施設であり老朽化も進んでいる。また、庁舎再編に直接影響しないことなどから、機能移転先を検討した後解体という方針としている。施設を解体し何もしないというわけではなく、機能移転先を新設するか、既存施設を改修するか、また、その目標年度については今後の検討としている。
12	7	意見交換会 (堀之内)	事業者募集が終わってから改修までの間、細かな協議が必要になってくるが、どのくらいの協議期間があるか。	スケジュール表でいうと今年度の1～3月を予定している。決定の時期により変更となる場合もある。
12	7	意見交換会 (堀之内)	募集の決定はいつ頃になるか。	スケジュール表でいうと今年度の10～12月を予定している。
12	7	意見交換会 (堀之内)	募集要件は検討されているか。	一部検討はしているが、現段階で公表できるものはない。計画が成案化してから詳細を検討する。
12	7	意見交換会 (堀之内)	利用方法が決定するのはいつ頃になるか。	この意見交換会を経た後、意見等を反映した計画を成案化して利活用案が決定することになる。
12	7	意見交換会 (堀之内)	事業開始はスケジュール表のとおりとなるのか。	ある程度の区切りとして示しているが、具体的には事業者との協議による。

ページ	章	提案元	質問・意見等	質問等に対する回答
12	7	意見交換会 (堀之内)	全庁舎一括して募集するのか。	実際に公募をかけるのは、堀之内・広神となる。一斉に募集をかけられるかは今後の庁内検討による。
	その他	意見交換会 (堀之内)	使用料はどうなるのか。行政として使わなくなった施設であれば、減免等も検討されるか。	使用料の計算表があるため、原則としてそれによる。減免するにしても根拠が必要であり、今後の協議による。募集要項には載せる必要があるかもしれない。
	その他	意見交換会 (堀之内)	改修費等はR2年度の当初予算に載せないのか。	当初予算に載せたいと考えているが、精度の高い額の計上は難しいと思われる。
	その他	意見交換会 (堀之内)	施設の設計・改修は市が行うのか。	行政機能を移転する際に、パーテーションや備品の撤去、セキュリティや設備の改修・修繕は、市が行う。内装は、利用者が行うことを想定している。詳細は協議による。
	その他	意見交換会 (堀之内)	設備等の改修はかなりの費用負担になるので、市が負担するのか。	市所有の施設であるため、施設全体のことは市が行うことになる。
	その他	意見交換会 (堀之内)	宮柵二記念館の前庭を休憩スペースなどとして使用することは可能か。	所管部署等との協議による。
	その他	意見交換会 (湯之谷)	現在湯之谷公民館内にある湯之谷地区老人クラブ連合会の事務局はどうなるのか。	所管を生涯学習課から学校教育課に移管する方針としているため、事務局についても公民館と一緒に移転することとなる。
	その他	意見交換会 (湯之谷)	湯之谷公民館が移転した場合、世代間交流施設は学校が使うことになるのか。	具体的には学校教育課及び学校と協議になるが、基本的にはそのように考えている。